

登録国外事業者の登録申請書

収受印

令和 年 月 日	申請者	氏名 又は 名称	日本語記			
			英語記			
			【参考】 自国語記			
		法人番号				
		代表 者名	日本語記			
			英語記			
		納税地	(〒 -) (電話番号 - -)			
		国居住外所たに又るあるは本事務所若しくは地	日本語記			
			英語記	(電話番号 + - - -)		
		税務署長経由 国税庁長官 殿				

この申請書に記載した次の事項 (※印欄) は国税庁ホームページで公表されます。

- 申請者の氏名又は名称 (日本語表記及び英語表記)
- 国外の住所等 (英語表記)
- 国内において行う電気通信利用役務の提供 (事業者向け電気通信利用役務の提供を除きます。) に係る国内に有する事務所、事業所その他これらに準ずるもの (以下「事務所等」といいます。) の所在地

下記のとおり、登録国外事業者としての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正する法律 (平成27年法律第9号) 附則第39条第2項の規定により申請します。

事務 所代 理 人 は	<input type="checkbox"/> 事務所等の所在地	(〒 -)
	<input type="checkbox"/> 税務代理人の事務所所在地	(電話番号 - -)
連 絡 先	事務所等の責任者氏名 又は 税務代理人の氏名等	(〒 -) (電話番号 - -)
	住所 (フリガナ) 氏名又は名称	
電気通信利用役務の提供の内容		
事業年度 自 年 月 日 至 年 月 日		
税理士署名 (電話番号 - -)		

※ 税務署 処理 欄	整理番号		部門番号		申請年月日	年 月 日
	入力年月日	年 月 日	番号 確認			

- 注意
- 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - この申請書を提出するときは、「登録国外事業者の登録申請書 (次葉)」を併せて提出してください。

登録国外事業者の登録申請書(次葉)

		氏名又は名称			
登 録 要 件 の 確 認	課税事業者ですか。			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	国外事業者に該当しますか。 <small>(注) 国外事業者とは、非居住者(所得税法第2条第1項第5号)である個人事業者及び外国法人(法人税法第2条第4号)をいいます(消費税法第2条第1項第4号の2)。</small>			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	申請者が自国において納税者番号又は課税事業者番号がある場合にはその番号を記載してください。	納税者番号 ()			課税事業者番号 ()
	次の1又は2のいずれに該当しますか。 1 国内において行う電気通信利用役務の提供(事業者向け電気通信利用役務の提供を除く。)に係る事務所等を国内に有する。 2 消費税に関する税務代理の権限を有する税務代理人がいる。			<input type="checkbox"/> 1に該当する <input type="checkbox"/> 2に該当する	
	納税管理人を定めていますか。 <small>(注) 納税管理人を定めなければならない場合(国税通則法第117条第1項)に限ります。</small>			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	納税管理人を定めなければならない場合 【個人】 国内に住所及び居所(事務所及び事業所を除く。)を有せず、又は有しないこととなる場合 【法人】 国内に本店又は主たる事務所を有しない法人で、国内にその事務所及び事業所を有せず、又は有しないこととなる場合			<input type="checkbox"/> 定める必要がない	
	国税の滞納の有無			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	登録国外事業者の登録を取り消されていますか。 <small>(「はい」の場合は、以下の質問にも答えてください。)</small>			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
	次の規定により、取り消されていますか。 <small>(所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)附則第39条第6項第5号、第6号又は第7号) (「はい」の場合は、以下の質問にも答えてください。)</small>			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
その登録の取消しの日から1年を経過していますか。			<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <small>(登録を取り消された日) (平成・令和 年 月 日)</small>		
添 付 す る 資 料	添付する資料の□にレ印を付してください。 1 【全申請者】 <input type="checkbox"/> 氏名又は名称、国外の住所等、事業内容が確認できる資料 <small>(例 定款の写し、登記簿謄本、会社案内、会社のホームページ等)</small> <input type="checkbox"/> 国内において行う電気通信利用役務の提供の内容が分かる資料 <small>(例 会社案内、会社のホームページ等)</small> 2 【国内において行う電気通信利用役務の提供(事業者向け電気通信利用役務の提供を除く。)に係る事務所等を国内に有する申請者】 <input type="checkbox"/> その事務所等の登記事項証明書又はこれに類する書類 <small>(例 賃貸借契約書、会社案内等)</small> 3 【上記2に該当しない申請者】 <input type="checkbox"/> 税務代理権限証書 4 【その他参考資料】 <input type="checkbox"/> 会社のホームページアドレス、メールアドレス <input type="checkbox"/> ()				
参 考 事 項	消費税納税管理人届出書、消費税課税事業者(選択)届出書、消費税の新設法人に該当する旨の届出書、消費税の特定新規設立法人に該当する旨の届出書を既に税務署に提出している場合は、提出をしている届出書の□にレ印を付し、その提出日を記載してください。 <input type="checkbox"/> 消費税納税管理人届出書(提出日 平成・令和 年 月 日) <input type="checkbox"/> 消費税課税事業者(選択)届出書(提出日 平成・令和 年 月 日) <input type="checkbox"/> 消費税の新設法人に該当する旨の届出書(提出日 平成・令和 年 月 日) <input type="checkbox"/> 消費税の特定新規設立法人に該当する旨の届出書(提出日 平成・令和 年 月 日)				
	以下の欄は、消費税課税事業者(選択)届出書を既に提出している場合のみ記載してください。				
	(この申請書を提出する日の属する課税期間の基準期間又は特定期間)		(左記期間の課税売上高)		
	自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日			円	
項					

「登録国外事業者の登録申請書及び次葉」の記載要領等

1 提出について

この申請書は、国内において電気通信利用役務の提供（事業者向け電気通信利用役務の提供を除く。以下同じ。）を行い、又は行おうとする国外事業者が、登録国外事業者として国税庁長官の登録を受けようとする場合に提出するものです（所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）附則（以下「附則」といいます。）39②）。

この申請書は、申請者の納税地を所轄する税務署長を経由して、国税庁長官に提出します。

- (注) 1 この申請書を提出するときは、次葉を併せて提出してください。
- 2 登録を受けることができる申請者は、課税事業者に限ります。
- 3 附則第39条第6項第5号、第6号又は第7号の規定により、国税庁長官から登録を取り消された場合は、その取り消された日から1年間は、登録を拒否することがあります。
- 4 国外事業者が登録を受けた日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間においては、基準期間における課税売上高が1,000万円以下となった場合であっても、納税義務の免除の規定の適用はありません（附則39⑩）。
- 5 登録国外事業者が登録の取消しを求めるときは、「登録国外事業者の登録の取消しを求める旨の届出書（第38号様式）」を提出する必要があります（附則39⑪）。
- 6 国税庁長官の登録を受けた登録国外事業者は、国外事業者登録簿に登載されます。国外事業者登録簿に登載された事項に変更があった場合は、「登録国外事業者の登録事項変更届出書（第37号様式）」を提出する必要があります（附則39⑧）。

2 提出時期等

この申請による登録の効力は、国税庁長官が登録をした日から生じます。

登録国外事業者の登録には、一定の審査期間を要しますので、余裕を持って申請書を提出してください。

3 記載要領

- (1) 元号は、該当する箇所に○を付します。
- (2) 「氏名又は名称」欄には、日本語（カナ）、英語（ローマ字）及び自国語で記載します。
- (3) 「代表者氏名」欄には、日本語（カナ）及び英語（ローマ字）で記載します。
- (4) 「納税地」欄は、次により記載します。
 - イ 非居住者である個人事業者の場合
 - (イ) 国内において行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを有する場合は、その事務所等の所在地
 - (ロ) (イ)以外の個人事業者で、その納税地とされていた住所又は居所にその個人事業者の親族等が引き続き、又は個人事業者に代わって居住している場合は、その納税地とされていた場所
 - (ハ) (イ)及び(ロ)以外の個人事業者で、不動産の貸付け等の対価（船舶又は航空機の貸付けによるものを除く。）を受ける個人事業者の場合は、その貸付け等をしている資産のうち主たる資産の所在地
 - (ニ) (イ)から(ハ)により納税地を定められていた個人事業者がこれらのいずれにも該当しないこととなった場合は、直前において納税地であった場所
 - (ホ) (イ)から(ニ)のいずれにも該当しない場合は、消費税に関する申告、請求、その他の行為をする場所として選択した場所
 - (ヘ) (イ)から(ホ)のいずれにも該当しない場合は、麴町税務署の管轄区域の場所
 - ロ 外国法人の場合
 - (イ) 国内に事務所、事業所、その他これらに準ずるものを有する場合は、その事務所等の所在地
 - (ロ) (イ)以外の法人で不動産の貸付け等の対価（船舶又は航空機の貸付けによるものを除く。）を受ける法人の場合は、その貸付け等をしている資産のうち主たる資産の所在地
 - (ハ) (イ)及び(ロ)により納税地を定められていた外国法人がこれらのいずれにも該当しないこととなった場合にあっては、直前において納税地であった場所
 - (ニ) (イ)から(ハ)のいずれにも該当しない場合は、消費税に関する申告、請求、その他の行為をする場所として選択した場所
 - (ホ) (イ)から(ニ)のいずれにも該当しない場合は、麴町税務署の管轄区域の場所
- (5) 「国外にある住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地」欄には、日本語（カナ）及び英語（ローマ字）で記載します。
- (6) 「事務所等又は税務代理人」欄は記載する内容に応じて□にレ印を付し、次により記載します。
 - イ 「事務所等又は税務代理人の事務所の所在地」欄には、国内において行う電気通信利用役務の提供に係

る事務所、事業所、その他これらに準ずるものの所在地（以下「国内において行う電気通信利用役務の提供に係る事務所等」といいます。）がある場合はその所在地を記載し、国内において行う電気通信利用役務の提供に係る事務所等を有しない場合は、「税務代理人の事務所の所在地」を記載します。

ロ 「事務所等の責任者又は税務代理人の氏名等」欄には、「国内において行う電気通信利用役務の提供に係る事務所等の責任者の氏名」又は「税務代理人の氏名、名称又は事務所の名称」を記載します（税務代理人が法人の場合は、その法人名及び代表者の氏名を記載します。）。

(7) 「連絡先」欄には、納税管理人を選任する必要がない場合に、この申請に係る通知書等の日本国内の送付先（国内にある事務所等の所在地）を記載します。

(8) 「電気通信利用役務の提供の内容」欄には、申請者が国内において行う電気通信利用役務の提供の内容を具体的に記載します。記載欄に記載しきれない場合は、別紙に記載して添付してください。

(9) 「事業年度」欄には、法人の事業年度を記載します（個人事業者の方は記載不要です。）。

設立1期目で事業年度が変則的なものとなる場合などは、通常時の事業年度を記載します。

(10) 「税理士署名」欄には、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(11) 税務署処理欄は記載しないでください。

(12) 次葉「登録要件の確認」欄は、この登録を受けるに当たり必要な要件を記載しています。該当する□にレ印を付してください。

なお、要件に該当しない場合には、登録を拒否することがありますので留意してください。

(13) 次葉「添付する資料」欄には、この申請書に添付する資料の□にレ印を付してください。

なお、定款の写しを添付する場合は、名称、住所等及び事業内容が確認できる箇所を添付してください。定款が日本語以外の場合は、事業内容が記載されている部分について、和訳したものの添付をお願いします。

(14) 次葉「参考事項」欄には、既に税務署に提出している届出書がある場合には、該当する届出書の□にレ印を付し、提出日を記載してください。

なお、この申請書を提出する前に消費税課税事業者届出書又は消費税課税事業者選択届出書を提出している場合は、この申請書を提出する日の属する課税期間における基準期間又は特定期間を記載し、その期間に係る課税売上高を記載してください。

また、その他参考となる事項等を記載します。

4 注意事項

申請書に記載した次の事項は、国税庁ホームページで公表されます。

- (1) 申請者の氏名又は名称（日本語表記及び英語表記）
- (2) 国外にある住所又は居所、本店又は主たる事務所の所在地（英語表記）
- (3) 国内において行う電気通信利用役務の提供に係る事務所等の所在地